

固有財産の物納はできるか

Q：私は相続税の物納を考えていますが、相続により取得した財産以外で、私が以前から所有している土地及び建物を物納に充てることはできますか。

A：物納に充てることのできる財産は、相続等により取得した一定の相続財産（相続財産により取得した財産を含みます。）に限られているため、納税者自身が相続以前から所有している財産（固有財産）による物納は認められません。

【解説】

物納に充てることのできる財産は、納税者の相続税の課税価格計算の基礎となった相続財産のうち、次に掲げる財産で、その所在が日本国内にあるものに限られます。

また、相続財産そのものではなく、相続財産を処分して取得した財産であっても、その財産が次に掲げる財産である場合には物納に充てることができます。

- (1) 国債、地方債、不動産、船舶
- (2) 社債、株式、証券投資信託又は貸付信託の受益証券
- (3) 動産

なお、被相続人から贈与を受けた財産で、相続の開始前3年以内にその相続に係る被相続人から贈与により取得したものについては、相続により取得した財産ではありませんが、その財産の価額を相続税の課税価格に加算した価額を課税価格とみなすこととされていることから、そのような財産についても、物納に充てることができます。

